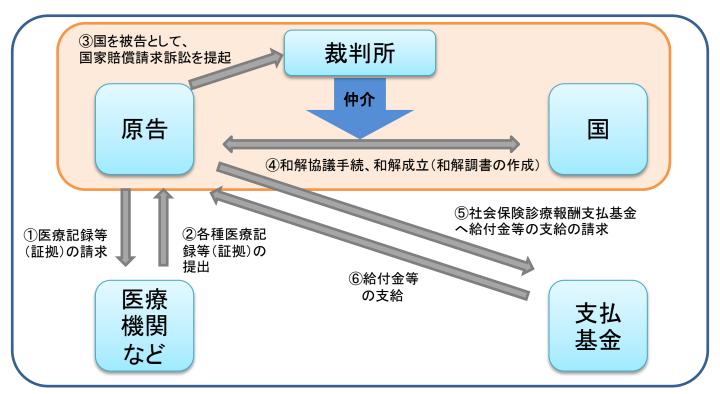
和解の手続

◈提訴の準備から、給付金等の支給に至るまでの流れ

B型肝炎ウイルスの感染経路は、集団予防接種等における注射器の連続使用以外にもさまざまなものが考えられます。このため、司法手続(裁判所の仲介の下での和解協議)の中で、集団予防接種等における注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染したことの確認が必要です。こうして和解等が成立し、因果関係が認められた方には、病態の認定を経て、特措法に基づき、病態に応じた給付金等が支給されることになります。



【上図の説明】

- ①~③ 救済を求める方は、救済要件を満たしていることおよび病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集し、国を被告として、裁判所に国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。
- ④ 裁判所の仲介の下、和解協議を行います。その過程で、必要に応じて、国から原告の方に追加証拠の提出を求めることがあります。その際には、必要な証拠を追加提出していただく必要があります。救済要件を満たしていることが証拠によって確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします(和解の成立)。
- ⑤、⑥ 和解が成立した方が社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」といいます。)に給付金 等の支給の請求を行い、給付金等が支給されます。

和解後に病態が進展した場合には、上記和解手続きによらず、支払基金に直接請求を行っていただき、要件を満たした場合には追加給付金の支払が行われます。

追加給付金の額や請求に必要な書類、手続については、厚生労働省や支払基金の相談窓口やホームページでご確認ください。

(注) 原告の方が、和解協議に当たり弁護士又は弁護士法人に報酬を支払う場合には、各給付金額の4%の額を訴訟手当金として別途お支払いします(給付金の支給が決定した場合に限る)。